

- (1) 日本国籍を有しない方は、任用の期限を附さない常勤講師としての採用となります。
- (2) 募集人員は現時点での人数です。最終合格者数とは異なります。
- (3) 「情報」「工業」「商業」を除き、高等学校教諭は「中学校・高等学校」区分に含めて募集します。
※「中学校・高等学校」区分で、高等学校を希望する場合においても中学校教諭普通免許状が必要です。
- (4) 「中学校・高等学校」区分のうち「数学」「理科」の申込者で、「技術」の教諭としての採用を第二希望とする場合は、受験申込時に併願を選択してください。なお、併願の有無は、主たる受験区分(第一希望)の可否には影響しません。
※併願する場合には、受験区分の教科の中学校教諭普通免許状に加えて、「技術」の中学校教諭普通免許状が必要です。
- (5) 「中学校・高等学校」区分のうち「音楽」「英語」の申込者で、小学校における「音楽」又は「英語」の専科教員としての採用を第二希望とする場合は、受験申込時に併願を選択してください。なお、併願の有無は、主たる受験区分(第一希望)の可否には影響しません。
※小学校教諭普通免許状の有無は問いません。
- (6) 「小学校」及び「中学校・高等学校」区分の最終合格者について、義務教育学校へ配属となる場合があります。また、配属先の学校において、個別支援学級担当又は通級指導教室担当となる場合もあります。
- (7) 将来、人事異動により、他校種へ異動する場合があります。
- (8) 各受験区分において、育児休業代替任期付公立学校教員の選考を併せて実施します(特別選考⑧を除く)。受験申込時に併願の有無を選択してください。なお、併願の有無は、教員採用候補者選考試験の可否には影響しません。
- (9) 「中学校・高等学校」区分のうち「数学」「理科」の申込者で、「技術」と育児休業代替任期付公立学校教員の両方を併願した場合は、「技術」の教諭としての採用が優先されます。
- (10) 「中学校・高等学校」区分のうち「音楽」「英語」の申込者で、小学校専科教員と育児休業代替任期付公立学校教員の両方を併願した場合は、小学校専科教員としての採用が優先されます。

育児休業代替任期付公立学校教員について

育児休業代替任期付公立学校教員は、育児休業を取得する教員(以下、「本務者」という)の代替として勤務する職員で、正規教員と同様の職務に従事します。任期は1年を超え3年未満を原則とします。任期付教員の任用期間中に正規教員の採用選考に合格した場合は、正規採用が優先されます。

任期が定められていることを除き、勤務条件(給与、勤務時間、休暇、服務等)は、原則として正規教員と同等の扱いになります。ただし、育児休業の取得及び育児短時間勤務はできません。

なお、本務者の育児休業期間が短縮された場合は、任期を短縮します。また、本務者の育児休業の取得状況によっては、育児休業代替任期付公立学校教員採用候補者名簿に登載されても採用されない場合や、育児休業前の産前・産後休暇取得時の代替等として、臨時的任用職員の身分で任用される場合があります。

3 併願

以下の「受験区分(第一希望)」で申し込む方は、「併願教科」を第二希望として併願できます。

(1) 対象受験区分について

受験区分(第一希望)	併願教科(第二希望)
中学校・高等学校(数学)	中学校・高等学校(技術)
中学校・高等学校(理科)	
中学校・高等学校(音楽)	小学校専科教員(音楽)
中学校・高等学校(英語)	小学校専科教員(英語)

※各併願教科の必要数に応じて採用します。

(2) 試験内容について

併願する場合でも、選考方法は受験区分(第一希望)及び選考区分に応じた試験内容となります。

(3) 最終合格及び採用について

最終合格者は、「令和7年度横浜市公立学校教員採用候補者名簿」(以下「候補者名簿」という。)に登載し、原則として令和7年4月1日に採用します。該当の受験区分(第一希望)において、最終合格に至らなかった場合、併願者を対象に成績上位者を併願教科(第二希望)の最終合格者として候補者名簿に登載し、原則として令和7年4月1日に採用します。

(例1) 中学校・高等学校(数学)で受験を申し込む場合

受験申込み			適性検査	第一次試験	第二次試験	選考試験結果
受験区分	併願教科	育児休業代替任期付教員の併願				
中学校・高等学校(数学)	中学校・高等学校(技術)を併願する	育児休業代替任期付公立学校教員を併願する	期日までに受検	<<一般選考>> ・一般教養・教職専門試験 ・教科専門試験 <<特別選考①、②、④>> ・指導案 <<特別選考③、⑤、⑦>> ・免除 ※いずれの試験も受験区分及び選考区分に応じた試験を受験していただきます。	・模擬授業 ・個人面接 ・論文試験(第一次試験日(令和6年7月7日(日))に実施) ※いずれの試験も受験区分に応じた試験を受験していただきます。	① 受験区分の最終合格 ↓ ② 併願教科の最終合格 ↓ ③ 育児休業代替任期付教員(中学校・高等学校(数学))の名簿登載 ↓ ④ いずれも不合格